

生徒持株会規約

第1章 総則

第1条（目的）

本会は、富山県立氷見高等学校の生徒（以下「会員」という。）が、株式会社 HIMIco-bridge（以下「会社」という。）の株式を共同で取得・保有する体験を通じて、企業活動及び経済の仕組みを学ぶことを目的とする。

第2条（名称）

本会は、民法上の組合として組織し、株式会社 HIMIco-bridge 生徒持株会（以下「本会」という。）と称する。

第3条（事務局）

本会の事務局は、富山県氷見市伊勢大町一丁目一番五号 株式会社 HIMIco-bridge 内に置く。

第2章 会員

第4条（会員資格）

本会の会員は、次の各号のすべてを満たす者とする。

1. 氷見高等学校に在籍する生徒であること
2. 保護者の書面による同意を得ていること
3. 本規約に同意した者であること

第5条（任意加入）

本会への加入及び拠出は、完全に任意とし、加入又は不加入によっていかなる不利益も生じないものとする。

第6条（加入手続）

会員になろうとする者は、所定の加入申込書及び保護者同意書を提出し、理事会の承認を得るものとする。

第3章 拠出及び株式の取得

第7条（拠出金）

会員は、本会入会時に、一口二千円の拠出金を一回限り納付するものとする。

第8条（取得対象株式）

本会が取得する株式は、株式会社 HIMIco-bridge の普通株式に限る。本会は、会社の定款その他の規定に従い株式を取得する。

第4章 株式及び資金の管理

第9条（株式の名義）

本会が取得した株式は、生徒持株会名義（代表者：理事長）で一括管理するものとする。

株式に関する権利行使その他の実務上の管理は、理事長が本会を代表して行う。

第10条（持分）

各会員の持分は、拠出金額に基づく形式的な持分割合として管理される。本会の存続期間中において、配当金その他の利益の分配は行わない。

第11条（配当金）

1. 株式に係る配当金は、本会に帰属する。
2. 配当金は、本会の目的に沿い、氷見高等学校の生徒の教育活動及び地域活動に資するために活用するものとする。

第12条（資金の管理）

本会の拠出金及び配当金は、会社名義の本会専用口座により管理するものとする。当該資金は、本会の資金として会社の固有資金と厳格に区分管理される。

会社は、本会資金について受託管理者として保管するものであり、当該資金を自己の資産として使用、処分又は担保提供してはならない。

会社が解散又は破産手続開始決定を受けた場合、本会資金は会社財産に属さないことを確認し、会社又は管財人はこれを本会に引き渡すものとする。

第5章 機関及び運営

第13条（役員）

本会に次の役員を置く。

1. 理事長 一名
2. 理事 若干名
3. 監事 一名以上

第14条（役員を選任）

役員は、学校関係者、会社関係者及び外部有識者の中から選任する。なお、会員である生徒は、本会の役員に就任しないものとする。

第15条（理事会）

理事会は、本会の運営に関する重要事項を決定する。

第6章 事務委託

第16条（事務委託）

1. 本会は、本会の運営に必要な事務局業務の一部を、株式会社 HIMIco-bridge に委託することができる。
2. 本会は、前項の事務委託に対し、理事会の決議に基づき、合理的な範囲で事務委託費用を支払うことができる。
3. 前項の事務委託費用は、本会の教育目的に照らし、営利を目的とするものではない。

第7章 退会及び返還

第17条 (任意退会)

会員は、所定の手続により、いつでも退会することができる。

第18条 (資格喪失)

会員が次のいずれかに該当した場合、自動的に会員資格を失う。

1. 当該高等学校を卒業又は退学したとき
2. 保護者の同意が撤回されたとき

第19条 (抛出金の返還)

会員が退会又は会員資格を喪失した場合、本会は、抛出金相当額を返還する。ただし、本会の財産状況により全額の返還が困難な場合は、理事会の決議により減額することができる。

第8章 情報管理及び禁止事項

第20条 (情報の取扱い)

会員は、本会への参加を通じて知り得た会社に関する情報について、学習目的以外に使用してはならない。

第9章 規約の変更及び解散

第21条 (規約の変更)

本規約は、理事会の決議により変更することができる。

第22条 (解散)

本会は、理事会の決議その他やむを得ない事由により解散することができる。

第23条 (残余財産)

本会が解散する場合の残余財産は、各会員の持分割合に応じて分配する。

第10章 附則

第24条 (施行日)

本規約は、令和8年4月 日より施行する。